

毎日ががんばるあなたのために、
住宅ローンは、もっとがんばる。



JAバンクなら、
長期入院が必要になったら、
月々の住宅ローンを
JAが返済。

JA長期継続入院保障付 住宅ローン

長期継続入院特約付団体信用生命共済

住宅ローン
返済残高

長期入院の場合、入院31日目から
月々の住宅ローンをJAが返済！
(36か月まで保障)

住宅ローン
返済残高

死亡・後遺障害保障に加え、災害や疾病により入院した場合、お客さまに安心して治療をしていただけるよう、対象の住宅ローンのご返済を一定期間サポートする、もしものときに「心強い味方」となるJA住宅ローンです。

※詳しくは裏面をご覧ください。

今なら！

対象
住宅ローンの
金利に

+年0.10% 上乗せでOK!

令和6年10月1日現在

「JAとのお取引はこれから」というお客さまも
お気軽にお問い合わせ・ご相談ください！

[JA長期継続入院保障付住宅ローンのご利用にあたっての留意点] ① JA長期継続入院保障付住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。② 本「JA長期継続入院保障付住宅ローン」のご案内はJA長期継続入院保障付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に添付されている「団体信用生命共済のご説明(要約)」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」を必ずご確認ください。③ ローンのお申し込みにあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申し込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。④ お借換えにもご利用いただけますが、当JAで現在ご利用中の住宅ローンを本ローンに切り替えることはできません。

JA長期継続入院保障付住宅ローン

〔長期継続入院特約付団体信用生命共済〕

対象商品	「JA住宅ローン(新築・購入型)」・「JA住宅ローン(借換型)」	
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。	
	「JA住宅ローン(新築・購入型)」	①住宅の新築 ②土地の購入(2年以内に新築し、居住する予定があること) ③新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ④中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ⑤住宅の増改築・改装・補修 ⑥上記①～⑤の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(おまとめ住宅ローン対応)
	「JA住宅ローン(借換型)」	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせて増改築・改装・補修のための費用。 ③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(おまとめ住宅ローン対応)と借換に伴う諸費用。
借入金額	「JA住宅ローン(新築・購入型)」	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。
	「JA住宅ローン(借換型)」	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。ただし、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。
お借入期間	○3年以上50年以内 ※他金融機関住宅ローンの借換の場合は、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内	
ご利用いただける方	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
ご融資条件	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
ご融資利率	○上記対象住宅ローンの金利+年0.10%	
担保	○ご融資対象物件に原則として第1順位の抵当権を設定登記させていただきます(すでにお持ちの土地に建物を建築される場合については、土地も担保として差し入れていただきます)。担保物件については、火災共済(保険)にご加入いただき、その共済(保険)金請求権に質権を設定させていただく場合があります。	
保証料	○原則として保証人は不要です。ただし、次の保証機関の保証をご利用いただけます。 神奈川県農業信用基金協会をご利用の場合、保証料率年0.1～0.4%(別途、一律保証料30,000円) 協同住宅ローン(株)をご利用の場合、保証料率年0.1～0.4%(別途、事務手数料33,000円(税込)) ○詳しい商品内容は各商品のチラシおよび説明書をご覧ください。	
手数料	○お借入時、繰上返済や返済条件を変更する際は、各種手数料が必要となる場合がございます。 詳細はJA窓口もしくはホームページにてご確認ください。	

※各種ローンの詳しい内容については、店頭で説明書をご用意しております。 ※店頭でお申し出いただければ、お客様の返済額を試算いたします。

付帯される共済についての概要	正式名称	長期継続入院特約付団体信用生命共済	
	ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、18歳から65歳までとなります。
		告知	健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※傷病歴等によっては、医師の診査を受けていただくことがあります。(健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。)
		保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
	共済金のお支払い	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ住宅ローン残額(利息を含む)が全額返済されます。 ※約定利息、約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。	
		1.死亡されたとき 2.保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき	
		長期継続入院保障について	被共済者が共済期間内に次の条件(下記1.)を満たす入院をされた場合、所定の手続き完了後に、共済契約者(JA)に対して共済金(下記2.)が支払われ住宅ローンの返済に充当されます。
		1.入院の条件	保障の開始時以後に生じた災害または疾病により入院され、給付基準日(入院した日から31日目となる日および以後の1か月ごとのその日の応当日)においてその入院が継続しているとき。ただし、保障期間を通して36か月分の支払いが限度となります。
		2.支払われる共済金の額	(1)初回の給付基準日においては、その日以後最初に到来する約定返済日における約定返済額 (2)次回以後の給付基準日においては、各給付基準日が到来すると共に、すでに到来した最終の約定返済日の翌約定返済日における約定返済額 ※約定返済額に、約定延滞利息、遅延損害金等は含みません。
	共済金が支払われない場合	○被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき(死亡共済金) ②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金) [ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。] ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金) ④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態になられたときまたは入院されたとき(後遺障害共済金・長期継続入院共済金) ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取る目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金)	
		○被共済者が次のいずれかに該当した場合、長期継続入院共済金のお支払いができません。 ①被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病により入院されたとき ②被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害により入院されたとき ③被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病により入院されたとき ④被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた災害により入院されたとき ⑤被共済者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害により入院されたとき ⑥被共済者の薬物依存により入院されたとき	
		※上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。	
	※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明(要約)」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。		JA共済登録番号 (24485000004)

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。

審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

令和6年10月1日現在



JA県央愛川

詳しくは、窓口でお気軽にご相談ください。

JA県央愛川



信用共済部 ☎046(281)7077

中津支所

☎046(285)0002

高峰支所

☎046(281)1310